

立教大学学術推進特別重点資金 (立教 S F R)  
 大学院生研究  
 2003 年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院 異文化コミュニケーション研究科 異文化コミュニケーション専攻		
指導教員	所属・職名	氏 名	
	異文化コミュニケーション 研究科助教授	甲斐田万智子 印	
自然・人文の別	自然 ・ <input type="checkbox"/> 人文	個人・共同の別	<input type="checkbox"/> 個人 ・ 共同 名
研究課題	子どもの参加の権利に関する実証研究～フィリピンの児童労働に取り組む NGO の事例から～		
研究代表者	在籍研究科・専攻・学年	氏 名	
	異文化コミュニケーション 研究科異文化コミュニケー ション専攻修士 2 年	宮下恵 印	
研究組織	在籍研究科・専攻・学年	氏 名	
研究期間	2003 年度		
研究経費	200 千円		

研究の概要 (200～300 字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究では、フィリピンで子ども参加を実践している子ども支援 NGO の事例から子ども参加の意義と課題について論考した。事例としては、エルダ基金、タタグ基金、ランドゥヤン財団の 3 団体に焦点を当てた。研究方法は現地でのフィールドワーク及び文献調査に基づいている。本研究では、子ども参加は子どものエンパワーメントにおいて必要不可欠であることが実証された。さらに子ども参加は、子どもが抱える個人の問題だけではなく、児童労働者やストリート・チルドレンの増加、貧困、子どもの虐待など社会における様々な問題に取り組むにあたって、有効なアプローチであることを明らかになった。

キーワード (研究内容をよく表しているものを 3 項目以内で記入。)

{ 子どもの権利 } { 子ども参加 } { NGO }

**研究成果の概要** (図・グラフ等は使用しないこと。)

1989年に採択された子どもの権利条約は、子どもの参加の権利を国際法上初めて保障するとともに、子どもは単におとなの保護を受ける「対象」ではなく「権利を行使する主体者」であることを承認した。子どもの参加の権利保障とは、「子ども個人もしくは社会に影響を及ぼすすべての事柄について意思決定を行うに際して、子ども個人もしくは子ども世代の代表者が参加し、おとな世代と共同決定行為をなすことを法的に承認すること」である。子どもの参加の権利保障の根底にある考え方は「子どもには本来、問題に立ち向かい、問題を解決する能力がある」という新しい子ども観である。子どもの権利条約を締結している192カ国の政府は、子どもの参加の権利に関する国内法を整備し、子どもの参加の権利保障に取り組む義務があるが、現実には日本を含む多くの国や地域では子どもの参加の権利が十分に保障されているとは言い難い。

多くの国がこのような状況にある中で、フィリピンは子どもの参加の権利を保障すること、いわゆる「子ども参加」が推進されている国のひとつである。フィリピン社会には特に困難な状況にいる子どもたちが多数存在しており、生存・保護・発達の権利を脅かされている。しかしながら、フィリピン社会では子ども参加が進んでおり、困難な状況にいる子どもたちは参加の権利を保障されることでエンパワーされ、自らの問題や地域の状況を改善していく能力を身につけている。フィリピン社会では政府、NGO、子どもや若者自身、ユニセフ、地域社会、学校など様々なセクターが子どもの参加の権利保障に向けて協力していることが特徴的だ。フィリピンには子どもの参加の権利を保障する先駆的な法律があり、子どもや若者の参加を推進するためのシステム構築が進んでいる。またフィリピンのNGOは子ども参加推進において強力なイニシアティブを発揮しており、他国のロールモデルとなり得る実践事例も豊富である。フィリピンで子ども参加が推進されている背景には、人権教育や参加型開発が普及していることがある。

そこで本研究では、フィリピンにおける子ども参加を実践している子ども支援NGOの事例から子ども参加の意義と課題について論考した。本研究の目的は第一に、子ども参加は子どものエンパワーメントにおいて必要不可欠であることを実証することである。第二に子ども参加は、子どもが抱える個人の問題だけではなく、児童労働者やストリート・チルドレンの増加、貧困、子どもの虐待など社会における様々な問題に取り組むにあたって、有効なアプローチであることを明らかにすることである。

事例としては、①エルダ基金(ERDA Foundation)のプロジェクトであるトゥクラサン・センター、及びECPSR(社会変革のための子ども参加促進事業)、②タタグ基金(TATAG Foundation)、③ルンドゥヤン財団(Lunduyan Foundation)の3つに焦点を当てた。①トゥクラサン・センターは、マニラ首都圏内のストリート・チルドレンの一時滞在センターで、5歳から17歳の男の子約30名が滞在している。ECPSRはエルダ基金が他のNGOと共に主導したプロジェクトで、地域の子どもの組織化することで子どもの権利保障を目指し、子どもとおとながパートナーとして協働し、他セクターとのネットワーク形成やアドボカシー活動を展開した。ECPSRに参加した子どもは3万人余りにのぼり、地域の条例施行強化や国内法の策定に寄与した。②タタグ基金はオロンガポ市の路上で働く子どもたちの組織化や、路上での教育、地域住民の組織化を行っているNGOである。タタグ基金では子どもたちのイニシアティブにより団体の運営や活動を行っており、元ストリート・チルドレンがストリート・エドューケーターとして子ども支援において重要な役割を果たしている。③ルンドゥヤン財団は、おとな・若者・子どものパートナーシップによって組織を運営し、マニラ首都圏内の地域に留まらず、国家レベル・国際レベルで子どもの権利普及活動をしている。各団体における子どもの支援形態は大きく異なるものの、共通点は子どもの参加の権利を保障する「子ども主体」のアプローチにより子どもをエンパワーしていることである。

なお事例報告は、現地でのフィールドワーク及び文献調査に基づいている。フィールドワークは、1999年7月～2000年3月(9ヶ月間)、2002年8月(2週間)、2003年3月(10日間)、2004年3月(1週間)に実施した。

**研究成果の概要 つづき**

各団体の取り組みを子ども参加とエンパワーメントの視点から分析した結果、子どものエンパワーメントのプロセスには子どもの参加の権利の保障が必要であることが明らかになった。子どものエンパワーメントのプロセスは、1) 子どものケアの段階、2) 治癒の段階、3) 教育の段階、4) 導きの段階、の四段階に分類することができる。エンパワーメントの各段階の境界線を明確に引くことはできないが、第四段階まで到達するには第一段階から第三段階までのプロセスを踏むことが必要不可欠だ。子どもはケアされることによって自己回復力を引き出され、治癒される。また様々な活動に参加することによって、他者を導く存在へと成長することができる。従ってエンパワーメントのプロセスを継続させるためには、長期的な視野に立った支援が必要である。

エンパワーメントの第一段階から第四段階において鍵となっているのは、各段階において子どもの参加の権利を保障することである。第一段階の「子どものケア」では、スタッフと子どもの信頼関係を築き、子どもの「意見表明権」を尊重することが特に重要である。子どもは自分の意見に耳を傾け、真剣に考慮されるという経験を通じて相手に心を開くようになる。信頼関係を築くことによって、初めて第二段階の「治癒」におけるカウンセリングが可能となる。カウンセリングでは子どもが問題の特定において主体的な役割を果たすため、支援者であるスタッフは子どもに適切な情報を提供する責任がある。また子どもは日常生活に復帰することを通じて治癒されるため、スタッフは子どもが遊びや文化・芸術活動及びスポーツなどに参加する機会を提供する必要がある。すなわち、NGOのスタッフは子ども参加を推進するファシリテーターの役割を果たしていると言える。

エンパワーメントの第三段階である「教育」では、「意見表明権」の保障と同時に「結社及び集会の自由」や「教育の権利」の保障が不可欠である。子どもは教育の機会を提供されることによって身につけた知識や技術を、会合の場や、子どものイニシアティブによる課外活動において生かすことができる。さらに子どもは他の子どもやおとなと団結することによって、貧困や虐待など個人では取り組むことのできなかつた地域や社会の問題に対して声をあげ、解決に向けて協働することが可能となる。

そして第四段階の「導き」では、エンパワーされた子どもが、他の子どもやおとなの参加を促すファシリテーターの役割を果たすようになるのである。いずれの団体の子どもも長期的な視野に立った子ども支援を行っているため、以前はサービスの受け手だったストリート・チルドレンや心に傷を負った子どもが成長し、ストリート・チルドレン支援や子どもの権利普及の担い手に成長している。

さらに本研究で焦点を当てたいずれの団体の子どもたちも、政府に対してアドボカシー活動を行い、子どもの権利に関する法律の策定を促した経験があるが、子どもはエンパワーされることで、児童労働や虐待、貧困など社会問題の解決においても積極的な役割を果たすことができる。フィリピンの子どもは、全国レベルの子どもの会議で政策提言活動をして法律の策定に影響を及ぼしており、政府の行動計画の策定にも携わっている。また地域レベルにおいては、子どもの権利の保障につながる条例の制定や施行強化を働きかけている子どもが多数存在しており、政治参加も盛んである。つまり、子ども参加は子ども個人の問題だけではなく、子どもを取り巻く社会問題を解決する上でも有効なアプローチであると言える。

すなわち困難な状況にある子どもを支援し、子どもの権利保障を推進するためには、子どもの参加の権利の保障が不可欠である。子どもは機会を与えられれば、自分自身や地域社会の問題解決、他の子どものエンパワーメント、市民の意識啓発や政府の政策決定、組織運営など様々な分野において重要な役割を果たすことができる。逆に子どもの参加の権利侵害は、子どもの生存・発達・保護の権利侵害に繋がるだけでなく、貧困や虐待など社会問題のさらなる深刻化を招く危険性がある。従って子どもを支援する団体は、子ども参加を推進するための人材育成に力を入れ、他セクターと協働することが求められる。

※ この(様式2)に記入の成果の公表を見合わせる必要がある場合は、その理由及び差し控え期間等を記入した調書(A4縦型横書き1枚・自由様式)を添付すること。

**研究発表** (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版者、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

**【雑誌論文】**

- \* 「立教異文化コミュニケーション研究」に掲載

発行年：2004年3月

標題：「子ども参加におけるコミュニケーションの課題～フィリピンのストリート・チルドレンを支援する TATAG Foundation の事例から～」

著者：宮下恵

- \* 「立教大学ジェンダーフォーラム年報第5号」に掲載

発行年：2004年3月

標題：「フィリピンにおける子どもの性虐待の問題と取り組み～子ども参加を実践するルンドゥヤン財団の事例から～」

著者：宮下恵

**【図書】**

- \* 「国際協力 NGO のための子ども参加実践ガイドライン 2003」の制作に協力

発行年：2003年10月

総ページ数：29ページ

著者・制作：「南」の子ども支援 NGO ネットワーク

出版：(特活) 国際協力 NGO センター (JANIC)

**【その他】**

- \* 異文化コミュニケーション研究科修士論文の印刷

発行年：2004年1月

標題：「子どもの参加の権利に関する実証研究～フィリピンにおけるストリート・チルドレン支援 NGO の事例～」

総ページ数：82ページ

- \* 「子夢子明」国際子ども権利センター会報に修士論文の要約を掲載

発行年：2004年春号

総ページ数：1ページ

出版：国際子ども権利センター